

日新サポートレター



目次 所員一同より…p1 所長より…p3 税務・労務案内…p4

今回の格言

「人間であるということは、責任を持つことにほかならない。
……人間であることは、自分の意志をそこに据えながら、
世界の建設に参加していると感じることである。」 サン・テグジュペリ

所員一同より

「東北地方太平洋沖地震」

2011年3月11日、阪神淡路大震災を上回る戦後最悪の犠牲者をだすこととなった東北関東大震災が発生しました。このたびの大震災による被害の状況を連日メディアで目にするたびに、皆様と同様、心を痛めております。

関西、西日本に基盤を置く私達にとっても、今回の大震災は決して他人事ではありません。関東・東北に事業所等を有していたり、取引先があるという事業者の方もおられるでしょうし、御親戚・ご友人が住んでいるという方もおられることでしょう。また、東南海地震はいつ起こってもおかしくない状況です。

このような状況の中、同じ日本国内で起きた今回の大震災に対して、何かしらの貢献をしたいと考えておられる方も多いと思います。

16年前、私達は阪神淡路大震災を経験しました。当時、多くの義援金が集まり、たくさんの方々が救われたことを記憶しています。



さて、この義援金に関して、法人・個人ともに優遇される税制がありますので、ご説明させて頂きたいと思っております。義援としての寄附行為に対して、見返りを求めるのは不謹慎だと思われる方もいらっしゃると思

いますが、私共は、税金を取り扱うことを職業としておりますので、寄附金に関する税制を知ってもらい、一人でも多くの方が寄附しやすい環境ができればと思っておりますので、ご理解して頂きますようお願い申し上げます。

1. 法人税

寄附の相手先によっては指定寄付金となり、全額が損金(経費)に算入されます。

利益が出ていて税金対策に頭を悩ませておられる企業におかれましては、寄附行為をしてはいいでしょうか? その際は、従業員の皆様のご理解も得ていた方が良くと思われます。「自分たちは社会貢献をしている会社で働いているんだ。」という誇りを持ってもらう機会を作っていただければと思います。

損失が出ている企業におかれましては、損失を膨らませるだけですので、個人での寄附を検討してください。

2. 所得税

特定寄附金として、寄附金の額(所得金額の40%が限度)から2,000円を控除した金額が、所得から控除されます(2,000円は純然たる寄附金となります)。

給与所得者(会社役員、サラリーマン、パート)の方は、普段、年末調整でその年の税額計算は終了しますが、この寄附金控除により税額の還付を受けるためには、来年、平成24年に確定申告をする必要があります。

す。面倒なり億劫に感じる方もいらっしゃると思いますが、今はインターネット上での e-Tax も利用できますし、この時期は税務署も親切に教えてくれます。弊所もいつでも相談に乗らせていただきます。

ただし、元々、住宅ローン控除などを受けて税金を納める必要のない方、税金のかからない所得の方は、還付される税金はありませんので、ご了承ください。

3. 住民税

寄附金の額(所得金額の 30%が限度)から 5,000 円(改正案では 2,000 円)を控除した金額の 10%(都道府県 6%、市区町村 4%)の税額が控除されます(5,000 円は純然たる寄附金となります)。確定申告をすることにより、自動的に適用され、平成 24 年 6 月から徴収される住民税から税額が控除されます。

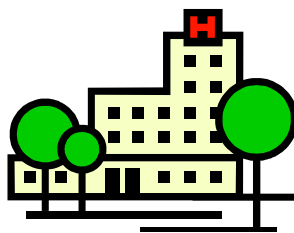
(注) 各被災都道府県・市区町村への寄附金は、ふるさと納税として上記とは違う計算になります。

4. 寄附の相手先について

- ・日本赤十字社
- ・共同募金(赤い羽根募金)
- ・各被災都道府県、市区町村

(注) 郵便局や銀行での振込料は無料、現金書留による送金は郵送料が無料ですが、

コンビニ ATM 等を利用される場合は手数料がかかる場合があります。



5. 保存書類

義援金を送金したという根拠となるもの(領収書、受領書、証明書など)が必要となります。個人で寄附される方は、確定申告書の添付書類として提出する必要がありますので、保存しておくようにしてください。

もちろん、今回の大震災に対する貢献は、物資の支援、献血、ボランティアへの参加等々、他にもありますし、このような事態が生じなくとも、普段から寄附をして

いる方がおられるのも知っています。また、過剰に節約・自粛をして、不況を脱していない関西・日本の経済状況が更に悪化することは望んでおりません。

しかし、同じ日本国内にいながらも、普段通りの生活を送ることが出来ている私達が、少しでもいいので痛みを分かち合うことで、想像を絶する状況に直面し、苦しんでいる被災された方々に少しでも多くの義援金が届き、一人でも多くの方が救われることが出来ればと思っています。

従業員の皆様、取引先等に寄附金に関する税制の情報を提供していただけますとともに義援金の募集に協力していただけますと嬉しく思います。



最後に、このような災害が起こると、略奪や暴行が行われるのがあたりまえという海外では、今回の大震災で被災された方々のとった行動に対して、驚きと称賛の声があがっているようです。世界に向けて“日本人の素晴らしさ”というものをみせてくれた東北をはじめとした被災された方々を誇りに思っていますし、感謝しています。

少しでも早い復興がなされることを切に願います。

日新税理士事務所一同

領収証の受け取り方等

寄附金(義援金)に関する問い合わせ先

・日本赤十字社 03-3437-7081

http://www.jrc.or.jp/contribute/help/I4/Vcms4_00002074.html

・大阪府 06-6910-8001

http://www.pref.osaka.jp/koho/tohoku_jishin/huminsien.html

その他、お近くの市区町村等でも義援金の受付を行っております。

お勧めビジネス書籍のサマリー
「年商5億円の「壁」のやぶり方」
坂本圭一 著

年商5億円までは社長の営業力で何とかなる。しかし、そのままの経営のやり方では、壁にぶつかる。その壁は、創業5年、年商5億円、従業員50人である。社長は、今日の売上を最優先するのをやめて、その分の時間とお金とエネルギーを将来会社が年商50億円、100億円となるために必要なことに投下する。会社の未来に投資する。そして、それまでの自分に決別して、魂を入れ替えるべきである。その覚悟がなければ、その他の部分をどんなに整備しようが壁を乗り越えるのは無理である。

では具体的にどのようにして5億円の壁を乗り越えていけばいいのか？

組織編

組織図を作ってから人を当てはめるのは駄目である。ハブ&スポーク型で組織の充実を図る。ハブの役割は、社長の意思を再現し、自分とつながっているスポークの範囲に拡げること。そのため、社長がマネジメントするのは、自分から出ているスポークの範囲のみに限る。こうすることで、社長の意思を共有しやすい組織ができる。

コミュニケーション編

あらゆる手段・あらゆる機会を利用して、自分の意思を伝え、従業員さんとベクトルを一致させること。また、自分の弱点もさらけ出すことも必要。また、タフな組織文化を作るために、求めているゴールを明示することも大切。

マネーマーケット編

市場には、表の商品と裏の金融の2つのマーケットがある。この表裏があわさって一つの株式会社ができている。そして、会社の規模を拡大するには、金融市場の有効活用が不可欠である。

IPO・M&A編

今必要でなくても、経営者として本質的な理解・知識が必要である。

クオリティー編

劣化させない仕組み創りが必要。些細な部分までマニュアル化、システム化することが大切である。

間接部門編

少人数で最大限の効果を求める。経理は、未来経理・管理会計が求められる。

人事は、社員に期待していることの最大のメッセージ。

経営者編:経営者の求められる資質

- 1) 用心深さ
- 2) 決めたらぶれない
- 3) 先見性 そのためには、ひたすら考える。
- 4) 約束を守る
- 5) 社員に誠実
- 6) 競争の水準を示せる
- 7) 自分より能力がある人を使える
- 8) 自分より能力がない人を使える
- 9) 24時間仕事のことを考えられる
- 10) 教養がある
- 11) 有能な秘書を雇う

この本を選んだのは、著者の坂本圭一氏が数十の企業を創業し、うち数社を年商百億円ビジネスに育てた実業家としての経験があるからです。私自身にも耳の痛いことから参考になることまで、多数あったのでぜひ皆さまに知って頂きたいと思いまとめました。

経営者、幹部、創業予定の方にお勧めの本です。

お勧め度: 星4つ

(桐元 久佳)



6月までの税務・労務のご案内



4月

【税務】

源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付…10日まで

固定資産税(都市計画税)第1期分の納付…30日まで(条例による)

軽自動車の納付…30日まで(条例による)

【社会保険労務】

雇用保険被保険者資格取得届(前月分)…10日まで

健康保険・厚生年金の保険料の納付(前月分)…30日まで

労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満、1月～3月分)…30日まで

5月

【税務】

源泉所得税・住民税特別徴収額の納付…10日まで

特別農業所得者の承認申請…15日まで

個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収額
の通知…31日まで

自動車税の納付…31日まで(条例による)

【社会保険労務】

雇用保険被保険者資格取得届(前月分)…10日まで

健康保険・厚生年金の保険料の納付(前月分)…31日まで

6月

【税務】

源泉所得税・住民税特別徴収額の納付…10日まで

所得税の予定納税額の通知…15日まで

個人の道府県民税・市町村民税第1期分の納付…30日まで(条例による)

【社会保険労務】

年度更新(労働保険概算・確定保険料申告手続)
開始…1日(7月10日まで)

労災保険一括有期事業報告書の提出…1日(7月10日まで)

雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月分)…10日まで

一括有期事業開始届の提出(概算保険料160万円未満・請負金額19,000万円未満の工事)…10日まで

健康保険・厚生年金の保険料の納付(前月分)…30日まで

編集後記

いつもお世話になっております。編集担当の澤田です。

この度は東北地方太平洋沖地震により被害にあわれた皆様には心からお見舞い申し上げます。

事務所通信も、無事 vol.2 を発行させていただく流れとなりました。本当にうれしい限りなのですが、前号からのたった3ヶ月という短い間にこの大地震により世の中は大きく変わってしまいました。このような状況で私も何かできないかと思い、わずかながらの募金と献血を致しました。

これから復興には長い時間がかかると思われませんが、こういう時こそ上を向きポジティブな気持ちで歩み進んでいけたらと思います。